

第6章. 届出制度

6.1. 都市機能誘導区域外における届出制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき、町長への届出が義務づけられます。

建築行為又は開発行為が行われる土地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合には届出の対象となります。

また、都市機能誘導区域内への都市機能の誘導を図るうえで支障があると認められるときは、町長が勧告する場合があります。







出典) 都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要(国土交通省)
都市機能誘導区域外における届出に関する事項

【届出時期】

開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります。

6.2. 居住誘導区域外における届出制度

居住誘導区域外で一定以上の開発行為、建築行為を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき、原則として町長への届出が義務づけられ、居住誘導区域内への居住の誘導に対して何等かの支障が生じる場合は、町長が勧告する場合があります。

| ○開発行為 | ○建築等行為 |
|---|--|
| <p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のも</p> <p>③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 届 </p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為 届 </p> <p>800㎡ 2戸の開発行為 不要 </p> | <p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)</p> <p>③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 届 </p> <p>1戸の建築行為 不要 </p> |

出典)都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要(国土交通省)
居住誘導区域外における届出に関する事項

【届出時期】

開発行為等に着手する30日前までに届出を行うこととなります。

6.3. 休廃止の届出

都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止をする日の30日前までに町長への届出が必要です。